「非常時」のなかの立憲主義の転回と平和国家

はじめに

察する。

応し、公権力を制限することで、近代日本立憲主義の歴史的意味を考定を表して把握する試みは歴史学の分野ではようやくまは公権力を安定的に維持させる公法秩序という側面を持っている。立法は公権力を安定的に維持させる公法秩序という側面を持っている。立法は公権力を安定的に維持させる公法秩序という側面を持っている。立めに制定されるのが近代憲法であることは論を俟たないが、他方で、憲めに制定されるのが近代憲法であることは論を俟たないが、他方で、憲めに制定されるのが近代憲法であることは論を俟たないが、他方で、憲が出入である。公権力を制限し、国民の権利・自由を保護する目的のたを対し、対策を対している。

一つは、憲法改定論議の中心となったのが憲法第九条の戦争放棄条項で行われたことで、国家権力の制限に対する関心が後景化したこと、もう於響下で、侵略戦争の原因が社会・経済構造の封建性に求められ、農地が当や財閥解体といった経済関係・社会関係の近代化が占領政策として共有されてこなかった点について次のように分析している。一つは、講座派マルクス主義のだ点について次のように分析している。一つは、講座派マルクス主義のが事がで、侵略戦争の原因が社会・経済構造の封建性に求められ、農地学や財閥解体といった経済関係・社会関係の近代化が占領政策として対する関心が後景化したこと、もうですが関係体といった経済関係・社会関係の近代化が占領政策として、関係を表現のが表表の戦争放棄条項で行われたことで、国家権力の制限に対する関心が後景化したこと、もうである。

り下げるのではなく、 かについては、 る方法で、権力が国民の輿望に基づいた公共的権力へと変成を遂げたの かの主権と立憲主義の展開と帰結をみていくことに傾注したい。 である。そのため本稿では既住の思想史的文脈から立憲主義の起源を掘 しての立憲主義ではなく、公権力を規制する公法秩序としての立憲主義 把握し、分析するためには、日本近代史のなかで立憲主義の意味をいま 社会において共有され始めている。立憲主義が解体される現象を的確に のなかで、「立憲主義の危機」という問題意識がようやく政治社会・市民 意思の付託を受けた自民党政権によって着実に進められている政治状況 主主義を縛るという発想が希薄になるのは当然のことであったといえる。 という意味合いがあったからである。このことを鑑みれば、国民主権や民 冒険がもたらした人類史上初の原子爆弾の使用による爆心地からの復興 形成の端緒となっていたのは、戦後政治の始まりが、 している。戦前・戦中の政治体制との決別が戦後歴史学や戦後憲法学の は、立憲主義擁護が左右の対立を超えた共通課題とならなかった事 が憲法論議の争点になる余地がなかったこと、以上の二点をあげて樋口 あり、この問題が安全保障上の次元で議論されたため、 度考察する必要があるだろう。そこで問題にすべきは、 法律や憲法解釈の変更によって「戦後体制からの脱却」が国民多数の 明治維新の歴史的意味を問い直さなければならないだろ 帝国憲法体制の崩壊が切り開いた「非常時」のな 戦前日本の軍事的 立憲主義の擁護 思想や理念と

林

尚

之

関しては、今後の課題にせざるを得ない。う。しかし、本稿の紙幅の都合から、公権力発生のメカニズムの剔抉に

ば、 で、 を打開する研究として小関素明の明治維新革命論がある。小関は、憲法意味を問わずに明治維新期を論ずる傾向があるが、このような閉塞状況 は、 関は明らかにしている。 拠性ゆえに自己を超えた普遍性 力によって圧倒したというザッハリッヒな権力にみて、その権力の無根 なかで自己を定位しなければならない権力の必然性を王政復古の政変と 化であり、 法と政治の自己創造に着目しながら、 いう急迫した局面から剔抉する。近代権力の創生の本源を他の勢力を暴 や立憲政体などの統治技法を通じて国民輿望を糾合し、社会的関係性の ムが凝縮されているといえる。明治維新史研究では、 い。身分制秩序の解体と主権の創生を一対の現象としてとらえるのなら 王政復古の政変は、 王政復古の政変の局面には、主権の自己破壊=自己創出のメカニズ 次発の権力創生の局面である帝国憲法の崩壊=「非常時」のなかの 自己の存立根拠を不断に構成していく権力の峻厳なリアリズムを小 近世社会に断絶をもたらす一大画期であったことは間違いな 時空を超えた超越性を召喚するための権力の集権 このような小関の研究を踏まえた上で、 (非覇権的なるもの)に自己投企すること 主権と立憲主義に対する考察を進 王政復古の政変の 本稿で

一章 戦前立憲主義と国民生存権の胎動

る試みであった。近世以来の朝廷とは異なる近代天皇制を創出することて徳川幕府の勢力を温存する動きを断ち切り、新たな政治権力を創出す大号令は、大久保利通や岩倉具視といった武力討幕派が大政奉還を試み王政復古という「革命」のなかで主権国家は創造された。王政復古の

世俗的利害関係から超越して政策を実行できる政治力を得たのである。たちあげ、このような天皇に準拠することで、近世社会の秩序を否定し、した外部を、つまりは神武創業の始という時空の彼方にある歴史的伝統を的権力が生まれたのである。統治主体は、天皇という人間社会から隔絶で、身分制秩序を解体し、社会に正当性の根拠をおかない純然たる公共

しかし、維新政府が成立したからといって、「革命」=主権の自己創造力が抹消されることはない。統治主体は、主権の自己創造力を馴致し懐、分立的権力を内閣に一元統合するための媒介項に馴致する必要がを、分立的権力を内閣に一元統合するための媒介項に馴致する必要がに関しては国務大臣が単独で行い、輔弼に関しては内閣の団結・連帯をに関しては国の執行権力の基盤に位置づけようとしたからである。あくまでも天皇は行政官僚制の多元性を統合するための媒介項に馴致する必要があった。下皇は実力闘争の覇者としての「うしはく」を徹底的に否定したこそ、天皇は実力闘争の覇者としての「うしはく」を徹底的に否定したこそ、天皇は実力闘争の覇者としての「うしはく」を徹底的に否定したこそ、天皇は実力闘争の覇者としての「うしはく」を徹底的に否定したこそ、天皇は実力闘争の覇者としての「うしはく」を徹底的に否定したでも天皇は変力が成立したからといって、「革命」=主権の自己創造力を馴致した。

国家は、 ŋ の「しらす」型統治者化とは、 したのは、 るために)、公法秩序を創設することで自己を外部化・規律化する。 組み込むことを意味していた。主権の自己創造力によって創生した主権 国民の生存保障を目的とする純粋無私の公共統治である。 に基づく覇者の支配である「うしはく」とは異なり、 「しらす」型統治とは、ヨーロッパや中国の王や豪族のような私的所有 維新政府が帝国憲法を皇祖皇宗の遺訓=自然法の明文化として強弁 自己の支配の恣意性を抹消するために(「革命」から自己を峻別す 王政復古の政変という主権それ自体の自己創発= 国民の生存権保障を統治理念そのも 社会公共の福利と つまり、 「革命」の

へ帰依 事実を抹消し、 力を培養するために、 かったからである。 を見出すことができよう。 会関係のなかで自己を差異化することで統治権力の実効性を培養するほ いう本性から、必然的に自己の外部である「億兆」の願望を包容し、 (自己普遍化)するという存在形態を主権は強いられるのである。 「億兆」を糾合する媒介装置として近代天皇が創設された必然性 言い換えれば、 その自己創造能力を憲法秩序に封印しなければなら 主権は自己準拠的にしか自己を根拠づけられない 自己準拠を超えて不断に自己ならざるもののもと 主権の自己「革命」後の狂瀾を既倒に反す政治 社 な

せる国民輿望の集約点として位置しており、「革命」を馴致し再利用する 争を容れない所であります」という帝国憲法の正統的憲法学説である天 であつて、 張するのも、常に全国家の利益を計り国利民福を達するが為にするもの 租税を課するのも、 近代の国家思想に於て、 には、社会全体の生存保障を目的にした統治行為の公共無私性それ自体 基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ」といった統治理念に従 の道」、帝国憲法の「臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ遵行セシメ益々国家ノ丕 からこそ、 装置として機能していたのである。このような機能を天皇が担っていた 治権力が逆規定される現実を的確に表している。天皇は官と民を調和さ れ自体として存立できずに、 皇機関説を唱導した美濃部達吉の天皇統治権に対する認識は、 を統治の正当性にするほかなかった。「日本の古来の国家思想に於て殊に すべての社会関係を織り込める統治権の総攬者として天皇を立ち上げる 王政復古の大号令の「民は王者の大宝」、五箇条の御誓文の「万民保全 単に君主御一身の利益の為にするものではないことは、 帝国憲法体制は官と民を抱き込み、「革命」を藩閥・官僚勢力 軍備を起すのも、外国と戦争をするのも、 統治権が全国家の共同目的の為に存するもので、 国民の輿望という外部との関係において統 領土を拡 統治がそ 更に

とで安定的に維持される体制であった。とで安定的に維持される体制であった。帝国憲法体制は天皇親政を根達成する官民調和体制が築き上げられた。帝国憲法体制は天皇親政を根時代」に、藩閥・官僚勢力と政党勢力の協調・妥協のもとで国家目標を時代」に、藩閥・官僚勢力と政党勢力の協調・妥協のもとで国家目標を本原理としながらも、藩閥や政権を近端の柱太郎が交互に政権を担当した「桂園本原理としながらも、藩閥や政党を入いるに、帝国を持していくシステムを確立することが可能であったのである。立憲政友とで安定的に維持される体制であった。

四四

ŋ の選挙権行使を世界の大勢を知り、 施を求めていた。 摂することでより実行力のある統治権力を創成することが求められる状 昭和初期を通じた政治の目標であり、 として結実しつつある集団安全保障体制は国内体制に多大な影響をもた メリカ大統領ウィルソンが構想し、国際連盟を中心とする戦後国際秩序 界の大勢」「世界改造」という言説が氾濫したように、第一 通選挙法が求められていたのである。 0 家改造の要件となる「国民能力の総動員」の施策として普通選挙法の実 講和会議における日本外交の挫折を契機に、総力戦の時代に対応した国 況があった。政友会や憲政会の普選派が参加していた改造同盟は、 あった。普通選挙法の成立の背景には、総力戦の時代に国民の輿望を包 内閣制の確立・定着もこの目標の下に随順するものであった。 た。生存権確保を実行できる統治権力をいかにして創成するかが大正期 政友会・革新倶楽部の護憲三派の連立内閣である加藤高明内閣が成立し 「公民として最大なる義務」として評価していた。つまり、 国際秩序に適合するような国家国民を形成するという課題のなかで普 第二次護憲運動の結果、制限選挙法の下で政権交代が起こり、 護憲三派内閣にとって最大の課題は普通選挙法を成立させることで 英米派の外務官僚であった芦田均も普通選挙法の下で 率先して政治に対して責任を果たす 閣僚の多くを政党人が占めた政党 大正期から昭和初期にかけて「世 第一次大戦後 次大戦後にア 周 憲政会· 知 パ 1)

立憲主義の機能を国体が担っていたのである。 道徳的に規律する規範であった。こうした文脈のもとで権力制限という 民」を創造する必要があったからである。この一君万民的な国: 力を創成するためには、 とする国体論が社会の深部まで浸透していった。それはかような統治権 皇と臣民との関係を、 るようにアメリカやソ連といった大国が社会を包摂した行政国家へとむ 争を違法化しつつも、 かっていく時代でもあったのである。大正期に、社会関係において、天 「しらす」(生存権確保)という統治理念に従って天皇と臣民との関係性を ワシントン体制期は、 第一次大戦が切り開いた総力戦の時代に対応でき 権力関係を超えた一君万民的な道義的関係 国家を自発的に支える人格を具備した「帝国臣 国際連盟規約や不戦条約によって戦 |体論は、 (国体)

多数の民意=「デモクラシー」こそが国体観念を必要としたのである。財産制度を否認する政治結社を取り締まる治安維持法が成立した。国民 思想犯罪を未然に防ぐ点に治安維持法の独自性があると強調していた。 はなく、 は本法の目的として居る所ではないのであります」と述べ、 治安維持法は罪刑法定主義とは異なる原理に貫かれた刑罰法規であっ た者を直ちに取締るのが目的で、現実に被害の発生したことを取締るの 治安維持法の立案者であった古田正武は、 「それから被害の法益から申しますると治安に危険のある状態を惹起し 九三〇年代の治安法制は再編していった。 政策という思想教化 思想犯保護観察法、 周知の通り、 [体観念によって社会を規律するための刑罰法規であったのである。 つまり、 犯罪行為を生み出す思想・精神をまえもって取り締まることで 治安維持法は天皇と臣民が精神的人格的に一体であるとい 加藤内閣の下で、 司法保護事業法の成立にみられるように、 (人格陶冶) をいかに実効化するかという観点から 普通選挙法とともに国体変革及び私有 司法官僚にむけた講習会で この治安法制の 犯罪事実で 転換は社会 転向輔

> 関係を律していた国体論が法の世界にまで滲入していった格好の事 Ŕ されていた確信犯である思想犯を教化対象としてみなすことができたの ふことは私達の持論であつたのである」と述べている。本来、教化不能と しつつあると同じやうに確信犯人も亦行刑教化の可能的対象であるとい と謂はるる患者に対して医者が之を不治とあきらめることなくして邁進 来るのではなくて動揺に導く手段の未発見に基くものである。 定を為し難い。 僚の正木亮は、「人の心裡変転の状況は千変万化よく断定し難く概念の固 年行刑教育令・行刑累進処遇令の制定施行など行刑改革を行った行刑官 局長であった塩野季彦の下で教育刑論の立場から、 いえよう。東京帝国大学で新派刑法学の牧野英一に師事し、当時、 大正デモクラシー運動の所産である護憲三派の政党内閣の成立を契機 一君万民的国体論が思想犯の教化不能性を棄却していたからである。 確固たる信念を動揺し得ずと雖、 それは信念の固定から 仮釈放審査規程 国家刑罰 恰も不治

にとっては、 ることで国家社会に貢献するための義務として構築されていた。 たといえる。 保 この「臣民育成」という行刑目的は、戦時動員のためというよりも、大 権の発動である行刑も必然的に、統治理念(国民全体の生存権確保)を自 務として、 の義務として生存権が位置づけられていた。 て国家社会を進歩発展させるための社会的努力のなかで、 都合から詳細な説明は割愛するが、戦前日本において、 日本帝国の基本理念である「八州民生ノ慶福ノ増進」(国民全体の生存権確 己犠牲的に実践する「臣民」の育成という目的に随順することになる。 にして、統治関係にまで国体論が闖入してきた状況のなかで、 を実行するために、詮方なくたぐり寄せることになる統治目的であっ 個人にとっては、 社会の発展のために、国民を倫理的人格的に完成させる義 帝国日本において生存権は各自が分に応じて人格を陶冶す 人格完成を通じて国家社会に貢献する義務 すなわち、 人格完成によっ 生存権は 国民社会全体 紙幅 国

ように、刑法の根本思想として人格完成=生存権思想が確立していた。 とで、しかく、国民のすべてに通じて―犯人の末に至るまでに―生存権で、しかく、国民のすべてに通じて―犯人の末に至るまでに―生存権を保障する』(ドイツ憲法第一五一条に見えるところの語)ことである。 さうを確保することは、世界の刑法改正の皆目ざしてゐるところである」とを確保することは、世界の刑法改正の皆目ざしてゐるところである」とを確保することは、世界の刑法改正の皆目ざしてゐるところである」とを確保する」(ドイツ憲法第一五一条に見えるところの語)ことである。 さうをに言るとに言えていた。

「国家の文化的意義は、国民の最後の一人に至るまでに『志を野英一は、「国家の文化的意義は、国民の最後の一人に至るまでに『志をとして確立していたのである。
刑法の法理に生存権思想を位置づけた牧として確立していた。

た。 廃止され、 想司法化が促進されたのである。 律・錬成する自己創造運動のなかで胚胎した自己制限の存在形態であっ は、こうした生存権保障を強行できる統治権力にむけて主権が自己を規 のである。 目的を実行できる統治権力強化を多事争論を超えた国家の大目標とした 関係性に寄生しながら自己の存立根拠を不断に創造しなければならな によってしか存立できない存在であるがゆえに、自己の外部にひろがる た。一九四 いう矜持ゆえに、 保できる国民社会 して機能していたのである。権力の自己練磨が、生存権を総体として確 に自己を賭することになる。このことが生存権確保という普遍的な統治 い。そのため主権は国民全体の生存保障という普遍性を持った統治目的 「革命」 から生まれた主権は自己自身で主権を創出し続ける自己準拠性 その意味で、 統治権力をして生存権を確保できる権力に自己練磨させる規範と いうなれば一 懲役刑のみとなった。 一年の治安維持法の全面改定で、懲役刑か禁固刑かの選択が その権力行使=検察権限の肥大化は限界を知らなかっ 近代主権と国体は不可分な関係にあったのである。 (個人)の創造を通じて行われるなかで、司法体制の思 君万民的国体 従来、 思想検察はまさに法 思想犯は、 (国体による国家国民の自己鍛錬化) 破廉恥罪と区別され (国体)の守護者と 玉

> 想善導 思想を矯正せんとするものである」と、強制的に思想を矯正する方法と同時に厳格なる紀律其の他の強制手段に依り改悛の機会を与へて其の悪 あったのである。 行政作用であったからである。ここに検察権限が拡大していく必然性が 社会関係を現に規律していることを証明するためにも失敗が許されない 向輔導政策は、 して予防拘禁の目的を言明していた。このように予防拘禁制度さえも思 播を防止し、以て国家治安に対する将来的危険を防遏する事を主眼とし、 拘禁制は思想犯人中の非転向分子に付之を社会より隔離して悪思想の伝 眼とし、 ち保護観察は思想犯人にして転向したる者に付其の転向を確保するを主 予防拘禁制が導入されたが、予防拘禁制の立案者である太田耐造は 想犯が行刑教育の対象とされたことを意味している。 労役のない禁固刑とされていたのが、 (臣民育成) の手段として位置づけられたのも、 間接的に悪思想の伝播を防止せんとするものであるに対し予防 人格陶冶を通じて生存権を完成できるという基本理念が 懲役刑に一元化されたことは、 また、この改定で 思想検察による転 思

後の近衛新体制であった。

(後の近衛新体制であった。

(6)は、一般に対しては、一般に対し、一般に対しては、一般に対しては、一般に対しては、一般に対しては、一般に対しては、一般に対し、一般に対しては、一般に対し、一般に対しては、一般に対し

二章 「非常時」のなかの立憲政の危機

なっていたのは、国民の生存権確保であった。政党内閣崩壊後に台頭し一九三〇年代後半から敗戦にかけて政争を超えて政治の共通課題と

は、 た。 するものであった。 生存権論から国際正義の実現を説き、英米中心の国際秩序を激しく批判 受けた政治家であった。また、近衛は第一次大戦後にウィルソンが普遍 近衛篤麿の死後、 改革を唱えた革新華族として期待されていた。父で貴族院議長を務めた スカー・ワイルドの「社会主義論」を翻訳しており、大正期には貴族院 近衛が青年期に著した論文「英米本位の平和主義を排す」は、 4の立場から構築しようとした国際秩序に挑戦する政治家でもあっ 周知の通り、 部や外務省革新派が待望したのが近衛文麿内閣であった。 若くして家長となった近衛は西園寺公望の薫陶を最も 五摂家筆頭という名門華族で、京都帝国大学時代は 近衛は人道主義から大戦後の平和主義を次のように 近衛文麿 国民

必しも一致せず、吾人は人道の為に時に平和を捨てざる可らず。 おければ他国はどうでもかまはぬぬと云ふ利己主義に非ず。か、る は、日本人本位に考へよとは、日本人の正当なる生存権を なり。吾人の日本人本位に考へよとは、日本人の正当なる生存権を なり。吾人の日本人本位に考へよとは、日本人の正当なる生存権を が正義人道の命ずる所なり。自己の生存権を蹂躙せられつ、も尚平 が正義人道の命ずる所なり。自己の生存権を なり。吾人の日本人本位に考へざる可らず。日本人本位とは日本人さへ としも一致せず、吾人は人道の為に時に平和を捨てざる可らず。 といる可らず。日本人本位とは日本人さへ 批判する

帝国主義を排して其植民地を開放せしめ、製造工業品の市場としても、的には、「正義人道に本く世界各国民平等生存権の確立の為にも、経済的た政治空間を所与の条件にしていた。この「国民生存権」確保とは具体ことであるという近衛の断然たる言辞は、国民の生存権が至高性を纏っを阻むものには平和を棄却して闘争を断行することが正義人道の命ずる生存権の確認のみならず権利の行使を積極的に擁護して、その権利行使

の生存権と無媒介的に連動するものであった。

の生存権と無媒介的に連動するものであった。

の生存権と無媒介的に連動するものであった。

の生存権と無媒介的に連動するものであった。

の生存権と無媒介的に連動するものであった。

の生存権と無媒介的に連動するものであった。

承認を政府に求めたのである。 の近衛新体制運動に積極的に協力することになる。満州事変は対外認識ら皇道外交へと転向し、国際連盟脱退を主張し大東亜新秩序建設のため することになる。外務省革新派のリーダーであった白鳥は「幣原外交の 挙で圧勝したように、 して国内世論の対中国強硬論が台頭し、 現状打破とは、 を大きく転換させる決定的契機となっていたのである 寵児」と周囲から評価されていたが、満州事変を機に、 論を背景にして白鳥敏夫や仁宮武夫をはじめとする外務省革新派が台頭 あったが、 迫られた。民政党内閣崩壊後に政権に就いた犬養毅政友会は少数与党で の日本で台頭したことは多言を要しない。満州事変、 な近衛の国民生存権擁護を至当の要求とした大陸進出論が満州事変以後 し生存権を確保することが正義人道であると主張し、現状打破を説いた。 持つ国の秩序として指弾する近衛は、経済的帝国主義と人種差別を克服 国際連盟を中心とした国際秩序を経済帝国主義と人種差別を保全する しかし、 「正義人道に本く世界改造」を意味していたが、このよう その後、 国民世論は満州事変を熱狂的に支持し、 満州事変の積極論を主張した政友会が総選 満州事変後、 民政党内閣は幣原外交の変更を 強硬外交を支持する国民世 十月事件を転機に 英米協調外交か 満州国

八口問題の最終解決として英米の植民地解放を要求する権利として国

非常時」

を擁護 である。 るが、この急迫不正なる侵害を武力によって排除する権利である自衛権 が政府の第一の任務であるという観念を捨てることはできなかった。 としていたアメリカにとって、 ある。自衛権を行使する国が自らの唯一の裁判官であるという観念に最 対しては国際連盟規約も不戦条約もなんら歯止めにはならなかったので 権の行使は、 権が国家の主観的権利として考えられていたからである。 禁止されていたが、 法上認められている自衛権の発動として、 例えば、 に照会して満州事変を国際法違反とする国際法学者は少数派であった。 生じていた。 あった。立は、 が自己保存権と区別されていないのがアメリカ政府の自衛権解釈の特徴 ンロー主義とは国家的利益を中核とする自己保存権に基づいた宣言であ も固執したのがアメリカであった。モンロー主義を外交政策の基本方針 て国際紛争の解決の手段としての戦争、 を発揮する思想的土壌ができていたのである。国際連盟規約や不戦条約 次世界大戦後の国際秩序において、 そして、 していた 日本政府の自衛権解釈も自己保存権と自衛権を混同するもので 戦前を代表する国際法学者である立作太郎は、 かの有名な松岡洋右の満蒙権益は生命線とする言葉が効力 各国の裁量に委ねられていたことから、国家の自衛戦争に 次のようにモンロー主義を引き合いに出して、 日本民族の生存権確保が至高の目的とみなされる状況が 自衛権行使に関しては制約がなかった。 自国の国民の生命と財産を保護すること そして国家政策としての戦争は 国際連盟規約や不戦条約によっ 満州国の建設も容認していた。 つまり、 それは自衛 満蒙権益 自衛 モ

若しモンロー主義の主張又はイギリスの特殊地域に関する主張につする権利に基き、自衛上の法益を認められるが為でなければならぬ。かの意義ありとせば、是れ他国の承認に関係なく、一国の当然固有モンロー主義が一国の安全保障に関する一の主張として法律上何等

撃を組成すと言ひ得べきものと思惟するのである。 する国家保護権上の利益以外に於ても、 基き、自衛上の法益を認められねばならぬ。従てモンロー主義にし 仮定せば、 て法律上根拠ありと仮定せば、 積極的行動に依る侵犯は、 一の法益の存することを主張し得べきものと思惟され、 玉 の固有の権利に基きて自衛上の法益を認めらるべきも 我国も満州に於て、 自衛権の発動を正当と為すべき所謂 地理上、 満州に於て帝国臣民の身体財産に関 上述の如き帝国の 歴史上、 経済上等の 此等の法益 安全保障 関係に

二八

するよう機能していたからである。 に進した。これはまさに国民生存権が自衛権の行使要件を無制限に解除 保護を国家の絶対的権利とする観念 (自己保存権) が自衛権の拡大解釈を 上は認められていない自己保存権の呪縛から逃れることは容易ではな 上は認められていない自己保存権の呪縛から逃れることは容易ではな とは認められていない自己保存権の民理を構成しているのも、国際法 とのように、立が自衛権行使の正当性根拠を主権国家の主観的判断に求

近衛は満州事変を、「只日本は此真の平和の基礎たるべき経済交通の自近衛は満州事変を、「只日本は此真の平和の基礎たるべき経済交通の自近衛は満州事変を、「只日本は此真の平和の基礎たるべき経済交通の自近衛は満州事変を、「只日本は此真の平和の基礎たるべき経済交通の自近衛は満州事変を、「只日本は此真の平和の基礎たるべき経済交通の自

その際に重視されたのは、すべての国民輿望を糾合し、一国一党の支持一党体制の確立によって多元的な輔弼機関の一元化・統合化にあったが、近衛新体制運動の狙いは、「憲政の常道」=二大政党制を止揚した一国

党の支配を確立するために全国民の組織を創設することの重要性を説 と述べ、 階級の階級克服に非ず、国家の一部が他部への圧力に非ず、「指導者と組 員の実体であるべきで①右は「デモクラシィ」に非ず「独裁」に非ず、 間から其の党は議員の党に非ずして国民の組織自体に変化するべきもの なかで、「満州国の協和会と支那の全民党と共に東亜一体を建設する日本 あった。陸軍パンフレットの作成にも関わった亀井は、 の推進力は麻生久や亀井貫一郎をはじめとする社会大衆党のグル 基盤として再編成することにあった。三七年から始まった近衛新党運 と云ふのではなく大陸政策、 織による運用」即ち指導者理論によるべくⓒ政策として大陸政策を持つ としての文化国家、 で

©従つて
新国家体制の各面即ち有機的生産体としての国家、 一党の新党であるが⑤政党の解消合流であつて本質的には其の成立の 国民の組織、 東亜新秩序建設と国内体制の改革が連動したものとして捉え、 国民の党が何であるべきかを研究した結果@ソレ 国防国家、 東亜共同体をその性格に持つものたるべし 法制国家の面をつなぐ国家の実質で総動 近衛との書簡 協同社会 ープで 瞬 玉 動

常道 現状維持派の対立を抱えていた。 外的には国際正義に基づく平和の実現 に求められたように、 散して成立した大政翼賛会であった。 指導力は創出できなかったからである。その到達点が全党が自発的に解 としていたのは、 的には社会正義に基づいた施策の実行 る無産政党からはじまり、 近衛新党運動が政友会と民政党といった二大政党に対する第三極であ **」=政党内閣制では不可能になっていた。** まさに全国民を政治に動員することしか強力な政治的 非常時のなかでの内閣の執行権力強化は その政治力の培養が下からの国民組織化運動 帝国議会で大政翼賛会の法的性格が問 しかし、大政翼賛会は、 (資源の再分配の適正化) (富の再分配の公平化)を政権方針 第一次近衛文麿内閣が対 を、 革新派と 憲政 国内 0

なかで、

大元帥としての天皇が突出すれば、

生するからである。

このため、

天皇は従来の内閣輔弼に基づいて裁可を

しかし、

御前会議の再開で、

天皇個人の政治的責任

が発

ていた。

提出しなければならなかったのも、 釈改憲では処理できないほど極点に達していたからである。 あった。 いた批判に対して大政翼賛会が無力であったのは、 親政的権力を行使することを避けた。 統合の要諦にはならなかったのである。それでも天皇は御前会議の場 することを期待されたのである。すなわち、生存権確保(しらす)は に基づいて裁可を下す受動的な君主ではなく、 最高司令官としての天皇の決断が求められたように、 国家諸機関を統合するほかなかった。御前会議の再開によって陸海軍の 否定されたように、 体を果断にも創り出そうとする企てであったが、大政翼賛会の政治力が が国家を指導する一国一党体制の創出は、天皇に代わる実質的な統治主 法停止による新体制の確立の必要性を説いた意見書を近衛が昭和天皇に が露呈するのは不可避であったのである。帝国憲法の明文改憲ないし憲 か維持できない体制である限り、 ステム が矛盾を抱えていたからである。名目上の天皇親政を憲法外的な政治シ 否定され、 で大政翼賛会が公事結社となったことで、大政翼賛会の高度な政治力は 合主体)は違憲的な存在として排撃の対象となったのである。 題となり、 もはや天皇の実質的主権者化、すなわち、天皇の親政的権力によって (幕府的存在)が補完することで作動していたのが帝国憲法体制で 憲法原理上は排除の対象である幕府的存在に依存することでし 政党内閣にかわって天皇大権を代位する大政翼賛会 行政機関の下請け機関となった。幕府政治論や国体論に基づ その企ては国体=憲法の排除機能によって頓挫した。 内外の危機に直面すれば構造上の矛盾 帝国憲法の構造上の矛盾はもはや解 内閣輔弼の機能が形骸化している 統帥権的 帝国憲法の 天皇は内閣 君主として行動 党 治安警察法 構造自体 (権力の (指導者 の輔弼

下す立憲君主として振る舞うほかなかった。

内閣から御前会議へと国家意思決定の機能が移行したにも関わらず、御内閣から御前会議へと国家意思決定の機能が移行したにも関わらず、御忠決定の最終審級が御前会議(天皇)でも内閣でもない主権者不在の状態を露呈させることでもあった。それは立憲政の崩壊による権力の自己破壊=自己創発を開示することであった。権力分立的な国家諸機関を国家の大目標にむけて錬成していた公法秩序としての立憲主義が機能不全となったことで帝国憲法体制は崩壊したのである。この実質的な主権意思の飛舵が喪失したなかで深刻化する権力分立状態を一挙に収束する契機となったのがポツダム宣言受諾による敗戦であった。大日本帝国のポツとなったのがポツダム宣言受諾による敗戦であった。大日本帝国のポツとなったのがポツダム宣言受諾による敗戦であった。大日本帝国のポックム宣言受諾の決断は、戦後世界秩序にむけて国家主権を自己拘束する契機をあったのがよりな国家意思決定の機能が移行したにも関わらず、御内閣から御前会議へと国家意思決定の機能が移行したにも関わらず、御内閣から御前会議へと国家意思決定の機能が移行したにも関わらず、御内閣から御前会議へと国家意思決定の機能が移行したにも関わらず、御内閣から御前会議へと国家意思決定の機能が移行したにも関わらず、御内閣から御前会議へというない。

第三章 平和国家の創出と戦後立憲主義

える。 この大目標にむけて統治権力を精錬させる機能的効果を有した公法秩序 常時は、権力分立から権力統合への求心化=統治権力の強化への運動を の天皇はもはや権力統合の象徴にはなりえなかった。 の主体としての天皇) であったのである。 機能していた。立憲主義とは、 権確保=統治権力強化を達成するために国民を総動員するツールとして 不断に生み出したが、 織化することで大目標を担い得る統治権力を創成する試みであったとい 天皇と臣民との道義的関係を基礎とする君民一体の国体観念は、 非常時のなかで、 が待望されていたように、「しらす」型統治者として 近衛新体制運動とは、 その運動が辿る道筋は主権の自己創発=自己革命 統帥権的君主としての天皇 権力を法によって制限するだけでなく 国民の輿望を究極まで政治組 (ないし憲法制定権力 国内外の危機=非 生

間こそがポツダム宣言受諾=敗戦であったのである。て収斂していく運動が主権自身を超えて「世界」そのものに到達した瞬へむけての道程でもあった。権力の総体が未だ生まれざる主権者にむけ

 \equiv

的安全保障が過渡的例外として認められていたのである。的安全保障が過渡的例外として認められていた。旧敵国の自衛権濫用を効果的に抑制する強制行動として地域とが戦後国際政治の課題であった。国際連合創設後に共産主義諸国間でとが戦後国際政治の課題であった。国際連合創設後に共産主義諸国間でとが戦後国際政治の課題であった。国際連合創設後に共産主義諸国間でとが戦後国際政治の課題であった。国際連合創設後に共産主義諸国間でとが戦後国際政治の課題であった。国際連合創設後に共産主義諸国間でを防止する地域的協定は国連の許可なく自由に締結できることが認められていた。国際政治の政国であったドインが、国連憲章第五三条一項で過渡的例外規定として地域的安全保障が過渡的別外として認められていたのである。

め 展させていく方針が示されている。さらに、 び条項に従って、 めるところに従い国際連合に対し兵力を提供する協定を成立させるた てる現状を改善するために、 取 る意思が表明されている。 定」として、 問題、並びに新加盟国の加入について拒否権を排除するための自発的協 議第一項では「国際的な紛争及び事態の平和的解決に関係あるあらゆる バーグ決議を採択し、 に国連対策及び地域的安全保障に対する基本的指針を示したバンデン このような地域的安全保障が確立するなかでアメリカも、 極の漸進的発展」と、国連の安全保障が拒否権のために機能不全になっ 並びに違反に対する適当な、 安全保障理事会で理事国が拒否権を行使しないよう制限す 個別的及び集団的自衛のための地域的その他の 名実共にモンロー主義からの脱却を果たした。 また、 地域的安全保障としての集団自衛条約を発 かつ、 決議第二項では 信頼しうる保証のある軍備の世 決議第五項では 「憲章の目 「憲章に定 九四 原則 団 八年 決

リカ 界的 たのである。 実質的な集団安全保障体制が確立し、国家主権を統御する枠組みができ 団自衛条約を各国と締結していった。 て、 ような対策を考えていた。 欠陥を補完しながらも、 の努力」と述べられているように、 定と世界的軍備の規制と縮小にむけて加盟国間の協定を成立させるアメ (MSA)、六一年の対外援助法を制定し、地域的安全保障のための集 アメリカは、 の決意が示されている。 な規制及び縮少に関する加盟国間の協定を成立させるための最大限 それは国際秩序の原理それ自体が変更されたことを意味し 一九四九年の相互防衛援助法、五一年の相互安全保障 あくまでも国連の安全保障の実効性を確保する 周知のように、バンデンバーグ決議に基づい アメリカは地域的安全保障によって国連の 国連の集団安全保障措置のための 国際連合の創設で国際連盟よりも

ていた。

体制 らも、両条約は 際平和」を回復し維持していく所為しか国際社会を再統合できなかった ながらもその行使に関して濫用を避けるために、 違反の当事国に対する加盟国による武力制裁が国連憲章に明記された。 洋戦争が自衛権の名の下で行われたのである。ベルサイユ・ワシントン しては制限の規定が不存在であったことで、満州事変、 して制裁を加えるような措置を規定していなかったことや自衛戦争に関 のである。 なり得なかった。第二次世界大戦によって完膚無きまでに粉砕された「国 で勃発したように、 る状態を改善するために、 第二次世界大戦が異なる国際正義を標榜した連合国と枢軸国のあい の欠陥を克服し、 自衛権の行使で問題となった行使の判断が当事国に独占されてい 国際連盟規約、 「戦争ニ訴フルコトヲ」した国に対して国際社会が結束 正義は戦後国際法秩序の創成の際の原理にはもは 武力行使一般を実質的に規制するために、 不戦条約によって戦争が違法化されていなが 自衛権を国連憲章で国家の権利として認定し 安全保障理事会の客観 支那事変、 国際法 太平

的認定を必要とする規定が国連憲章に盛り込まれた。

ては、 た措置は、 の統制下にあるものとして位置づけていた。 の権利として認めながらも、あくまでも安全保障理事会の安全保障機能 に必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対し の措置は、 の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつ 安全の維持に必要な措置をとるまでの間、 対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の 国連憲章第五一条は「この憲章のいかなる規定も、 いかなる影響も及ぼすものではない」と述べ、 直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。 安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のため 個別的又は集団 自衛権を国際法上 国際連合加盟 的自衛の固有 平和 また、こ 国に

あります」と述べているように、めない結果、自衛権の発動として 員会で吉田総理は次のように言明していた。 れていた。 ず自衛権を含めた武力行使一般を放棄した非武装平和主義として解釈さ はして居りませぬが、第九条第二項に於て一切の軍備と国の交戦権を認 会議において、「戦争放棄に關する本案の規定は、直接には自衛権を否定 おいてすでに描かれていた。一九四六年六月に、 化による平和国家創出であったのである。そのための道筋は制憲議会に 宣言の義務を誠実に履行することが求められた。それが武装解除と民主 文化されたように、 日本国憲法の前文で平和的生存権が謳われて、 自衛権をも放棄する理由について、 自衛権の発動としての戦争も、 戦後日本が国際社会に復帰するためには、 第九条戦争放棄条項は交戦権のみなら 又交戦権も放棄したもので 衆議院帝国憲法改正案委 吉田茂総理が衆議院本 第九条の戦争放 ポツダム 公棄が明

ことが有害無益なりと私は言つた積りで居ります、今日までの戦争衛権に依る戦争、又侵略に依る交戦権、此の二つに分ける区別其の自衛権に依る交戦権の放棄と云ふことを強調すると云ふよりも、自

戦権、 矛を向くべきであると云ふことを考へて見れば、 ものであるが故に、 於ける事実であります、 に依つて、 と区別することそれ自身が無益である、 反逆であり、 ありとすれば、 団体が樹立せられた暁に於て、若し侵略を目的とする戦争を起す国 に依る交戦権があると云ふことを前提とするのであつて、 は多くは自衛権の名に依つて戦争を始められたと云ふことが過去に へて居る所は、 又自衛権に依る戦争がありとすれば、 此の二つに分けることが、多くの場合に於て戦争を誘起する 自衛権に依る交戦権と云ふものが自然消滅すべきもので 国際平和団体に属する総ての国が此の反逆者に対して 是は国際平和団体に對する傍觀であり、謀叛であり、 国際平和団体を樹立することにあるので、 斯く分けることが有害なりと申した積りであり 自衛権に依る交戦権、 侵略戦争を絶無にすること 侵略に依る戦争、 侵略を目的とする交 交戦権に二種あり 国際平和 我々の 侵略 考

このように主権国家の絶対性を否定して、 の関係は法より規定せられ、 する」として具体化していた。 た条約及び確立された国際法規は、 界連邦政府的な安全保障構想は、 障システムを構築することが講和の目的とされていたのである。 構築し、 年五月に杉原荒太条約局長を幹事長とする「平和条約問題研究幹事会. 団体を創設し、 全保障を国連の集団安全保障によって確保することを基本とした安全保 で策定された第一次報告書のなかで、国連改革を通じて世界連邦政府を ようという安全保障構想を日本政府は保持していたのである。 原子力を国際管理することが提言されているように、 集団安全保障措置によって「国際平和」 国家の権力も亦国際法の範囲内に於てのみ 萩原徹条約局長が 憲法第九八条第二項 これを誠実に遵守することを必要と 国連憲章に基づいた国際平和 「世界の思潮は国家間 「日本国が締結し 一を回復し維持し 一九四六 日本の安 。この世

認識でもあった。

認識でもあった。

認識でもあった。

認識でもあった。

認識でもあった。

当の主権自身であるかぎり、 は、 ものである。 行為でもあった。 民主主義を機軸にした国際法秩序の形成のなかで主権が自己を制限する 和 束するしか選択肢はなかったからである。 センスとなっていた。それは立憲主義という規律的秩序を破壊したのは て解釈し、日本の安全保障を「国際社会の信義」に委ねることがコモン することを期待しているのである」と述べている。 際的平和組織その他平和愛好諸国の助力によつて、 よる自衛権の行使を放棄して、即ち正当原因による戦争を断念して、 れ等の安全と生存とを保持しようと決意した』のである。 しめ、外敵の侵略を防止するに足る国際的平和組織の確立を前提とする は、 国家の創出は、 吉田茂内閣の文部大臣を務め、 平和主義について、「かような捨て身の平和主義は、 第九条の平和主義を自衛権を含めた武力行使一般を禁じたものとし 日本は『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、 国内体制の整備にとどまらず、 自己を超えた国際法秩序によって自己を拘 後に最高裁判所長官となる田 軍備の撤廃と民主化 ポツダム宣言の平和と このように敗戦直後 自己保全の目的 戦争を不要なら 日本は武力に 中耕太郎 による平 を達 玉

府は一貫して米軍駐留の根拠を国連憲章に求めたのである。また、米軍日米安保条約に関する日米交渉のなかでも貫徹しようと試みた。日本政日本政府は、国連による安全保障構想を、サンフランシスコ講和条約・

ば、 る。戦後日本は非武装平和主義を確保するために、日米安保と国連の集盛の安全保障が実質化するまでの経過的措置としてとらえていたのであ 区別して、未然の可能性として確保するような解釈をとっていた。 閣で世界連邦政府樹立後の武力行使に関しては、主権国家の武力行使と た。その一方で、六〇年日米安保改定後の、池田勇人内閣、佐藤栄作内論や集団的自衛権の行使を憲法上不可能とする政府解釈が堅持されてい 岸信介内閣においても、 駐留で国連との関連性を明確にできなかった日米安保条約に関しても 団安全保障に依存することを厭わなかった。憲法改正に積極的であった 強制措置と憲法第九条について次のように述べている。 その一方で、 佐藤内閣において、高辻正巳内閣法制局長官は、 戦後日本は非武装平和主義を確保するために、日米安保と国連の集 六○年日米安保改定後の、 吉田政権下で確立した「必要最小限度の自衛力 池田勇人内閣、 国連憲章第四二条 佐藤栄作内 国

障する国際団体というものができて、その国際団体が、その社会内 ら申しまして、 前文があることも御承知のとおりでございますが、そういうことか 際社会において、 ということがございますし、また一面、平和を維持しようとする国 に違反するというふうには当たるまいということも、 ような場合には、 における平和に対する破壊を回復するために兵力を行使するという 憲法には、 してまいっております。 全世界の国民が もしも将来全国民の平和のうちに生存する権利を保 これに兵力を提供することが、 日本国民は名誉ある地位を占めたいと願うという 「平和のうちに生存する権利を有する」 必ずしも憲法九条 実はかねがね

第九条の憲法解釈は前提にしていたのである。つまり、平和的生存権を平和の破壊者に対して強制措置を行うことを規定した国連憲章の存在を主義とともに堅持してきた。憲法前文の平和的生存権の保障のために、制措置が憲法第九条に反しないという憲法解釈を、政府は第九条の平和主権国家を超えた国際団体としての行動であることを論拠に、国連の強

はないだろうか。 る世界大戦であったことは贅言を要しない。 た。このような主権国家相互の自己抑制をもたらしていたのが二度に渡 第三次世界大戦 オロギー対立を超えていたのが、国家主権の自己破壊の先に待っている イデオロギーを超えた原理であった。社会主義と自由主義といったイデ に遭遇したからである。 じることでしか主権の自己破壊性を凍結できない現実 を払っても平和を維持しようとしたのも、国家主権の発動 制自体が戦後国際秩序の統合核となるなかで、 指向性は、 たのである。この日本政府の理想主義的なまでの世界連邦政府に対する 安全保障関係によって制限する目的から戦後国際秩序への帰順を徹底し した事態であった。 第二次世界大戦は国家主権が自律的には自己を制限できないことが判明 保障機構=世界連邦政府構想の文脈のなかで捉えられていたのである。 という地域的安全保障も、そして、国連の安全保障も未然の世界的安全 際平和」を維持しようとしていたといえよう。言い換えれば、 といった世界的安全保障機関に委譲し、国際関係の緊密化に基づいて「国 確保するために日本政府は国家主権の発動たる自衛権を国連や世界連邦 近代日本が抱える自己破壊性の強大さの裏返しといえるので (核戦争)に対する主権国家相互の自己防衛機制であっ つまり、「国際平和」の維持という主権国家間の自己抑 だからこそ、戦後日本は、自己自身の破壊性を集団 世界統合の核心的価値である平和主義は価値や 戦後日本がいかなる代償 (第二次世界大戦 (自衛権) 日米安保 を禁

界を自ら経験したからにほかならない。 序の構成原理となったが、 主義として公法秩序を超えて主権国家システムの膨張を抑制する国際秩 こそが国際立憲主義であった。第二次世界大戦を経て、 平和的生存権を恒久的に保障するための主権の自己抑 普遍的な安全保障機関を構想することができたのも国家主 戦後日本がまさに世界に先駆して自衛権を放 主権の自己破壊の極点が世界連 立憲主義は平和 制 \parallel 軍 縮 一の努力 権 の限

で自己転生を遂げた主権が自ら胚胎したものであったのである。後日本の平和主義=国際立憲主義は世界大戦がもたらした爆心地のなか邦政府への憧憬を生み出したように、平和的生存権保障を核心とする戦

おわりに

が生み出したものであった。 義は「大東亜戦争」に至るまで対外膨張した主権の自己創発=自己革命公権力を持続的に強化するための公法秩序であった。そして戦後立憲主近代日本の立憲主義は、公権力を制限する規範的作用であると同時に、

戦を緩和するために冷戦を世界各地に拡散させた虚偽と欺瞞に満ちた平 このような国際法上の革命のなかで日本国憲法の平和主義は国際立憲主 断行することでしか達成できなかったのである。 和でしかなかった。 西冷戦下における平和は、 因とみなされ、 戦という主権の全面破壊に邂逅した結果、 果が第二次世界大戦という人類の悲劇であった。言い換えれば、 掲げていたのも、 義という性格を持つに至った。 根本的な変革を遂げた。 たからである。 の際に国際社会の認定を必要とする客観的権利へと転回したのである。 いう意味で主観的権利として観念されていた自衛権概念は、 第二次世界大戦を通過することで自己保存権に漸近していた自衛権は 正義という価値を超えた主権国家相互の自己抑制=平和しかなかっ 世界連邦政府創設が待望されたといえよう。 主権国家の主観的判断に基づいて国際正義を追求した結 第二次世界大戦で大きく分裂した世界を再統合するに しかし、 自衛権の行使の認定が自国に委ねられていると 恒久平和とはほど遠いものである。 そのような平和でさえ虚偽と欺瞞をあえて 国連憲章と日本国憲法が平和的生存権を 国家主権それ自体が戦争の 正義を断念し、 もちろん東 自衛権行使 米ソの熱 世界大 あえて

> である。 で第三次世界大戦を防止しようとする国際社会の共同意思があったからで第三次世界大戦を防止しようとする国際社会の共同意思があったからたのは、どのような代償を払っても米ソの直接戦争だけは回避することの危機を回避してきた。米ソの対立が両者の国権の発動に直結しなかっ虚妄を作為的に構築し続けることで第二次世界大戦後の国際世界は数多

三四

営為は、 う。 ゆえに近代主権は、 図な発動によってもたらされた。その意味で主権は自己破壊によって自 あった。 武装平和主義は、 るためにも、 が直面している「立憲主義の危機」という事象の歴史的起源を掘り下げ 論の地平を切り開くための試論的な考察にすぎない。 のであることを鑑みれば、 遍性に自己を投企し続けなければならない宿命を負っているといえよ 己を創造し続けるなかで自己を超えた外部性を召還したといえる。 である。 壊を延期し自己を維持する強靱性 権は、国際社会の枠組みのなかで自己を制限し創造することで、 際秩序にむけて主権が自己を昇華する過程のなかで確立されたもので 戦後日本の世界連邦政府的国連中心主義、 国際連合や世界連邦政府構想が主権の自己創造能力が生み出したも 新たな座標軸を見出す一歩となるだろう。 自己矛盾がもたらした帝国憲法体制の崩壊の渦中を経験した主 国際立憲主義は自衛権の破壊的なまでの濫用という主権の野放 この問題を主権論から究明していきたい。 平和的生存権確保を目的とする国際立憲主義という国 自己存立のために国際連合や世界連邦政府という普 主権の本質の究明から立憲主義を再評価する (国際立憲主義)を持つようになったの 日米安保体制、 本稿は、 今後も、 新たな主権 第九条の非 現代社会 自己破 それ

注

本における主権的権力の原理と形状―権力の「非当事者性」と「神の意① このような主権に対する問題視座に基づいた研究として、小関素明「日

二〇一二年)がある。
出著『主権不在の帝国―憲法と法外なるものをめぐる歴史学』(有志舎、盟国日本のデモクラシー―個人創造の思想史』(有志舎、二〇一一年)、思」の処遇)」(『日本史研究』第五七〇号、二〇一〇年二月)、住友陽文思」の処遇)

- 一〇六―一〇八頁参照。 一〇六―一〇八頁参照。 一〇六―一〇八頁参照。 一〇六―一〇八頁参照。
- と普遍化の技法―」(『史創』第二号、二〇一二年三月)。性」と「神の意思」の処遇)」、同「明治維新『革命』論―権力の『原点』、小関前掲「日本における主権的権力の原理と形状―権力の「非当事者
- ⑤ 伊藤博文著『憲法義解』(岩波書店、一九四〇年)八四—八九頁。
- 失〉の近代』(吉川弘文館、一九九八年)が詳しい。鈴木正幸『皇室制度』(岩波新書、一九九三年)、小路田泰直『国民〈喪⑥ 近代天皇像が「しらす」統治論に基づいて形成された過程については、
- ⑦ 美濃部達吉『憲法講話』(有斐閣、一九一八年)六七頁。
- 七—九頁。 ② 中野正剛「改造同盟論」(『東方時論』第四巻第九号、一九一九年九月)
- 年)一三頁。
 ・ 芦田均「世界の大勢」(政治教育協会編『政治教育講座第二巻』一九二六
- (中央公論新社、二〇一三年)がある。 有馬学『日本の近代四 ―「国際化」の中の帝国日本一九〇五~一九二四』⑩ 国際秩序形成のなかで大正デモクラシーをとらえる通史的研究として、
- (『歴 大学・大学・大学・大学・大学・大正がある。 大正、同「デモクラシーのための国体─「大正デモクラシー」再考」(『歴 大史を描いたのが住友前掲『皇国日本のデモクラシー─個人創造の思想 大史を描いたのが住友前掲『皇国日本のデモクラシー─個人創造の思想 大史を描いたのが住友前掲『皇国日本のデモクラシー─個人創造の思想 大史を描いたのが住友前掲『皇国日本のデモクラシー─個人創造の思想 大史評論』第七六六号、二〇一四年二月)がある。
- ὓ 治安維持法の恣意的な拡大運用の過程を描いた研究に奥平康弘『治安維

は「悪法」を生んだのか─』(中央公論新社、二○一二年)がある。の悪法」たらしめたことを指摘した中澤俊輔『治安維持法─なぜ政党政治時法を必要とし、その拡大運用を容認してきたことが治安維持法を「稀代政治的自由を追求してきた政党政治がテロから自己を守るために治安維持法小史』(岩波書店、二○○六年)がある。また、近年の研究としては

- 関係資料集第一巻』、新日本出版社、一九九六年)二一六頁。③ 古田正武「治安維持法」(一九二五年五月)(荻野富士夫編『治安維持法
- 三頁。⑤ 正木亮「思想犯保護観察法生る」(『刑政』第四九巻七号、一九三六年)
- だろうか。
 という文字は存在し得ないという国体理念を保持していたからではないめ、のために精力的に活動したのは、日本人である限り、行刑教育に教化不能体の国体論と融合していたからにほかならない。戦後に正木亮が死刑廃止の 確信犯概念という行刑教育の限界を突破できたのは、教育刑論が君民一
- ① 戦前日本において国家社会全体の義務として確立した生存権は、敗戦を (①) 戦前日本において国家社会全体の義務として確立した生存権は、敗戦を (取) では、 (取) では、 (取) では、 (取) が、 (取) が、 (取) が、 (取) が、 (で) が、

(18)

- 一九四二年〉一一頁⑼ 太田耐造「思想犯予防拘禁制度論(一)」〈『法曹会雑誌』第二○卷九号、⑲ 太田耐造「思想犯予防拘禁制度論(一)」〈『法曹会雑誌』第二○卷九号、
- ② 思想司法の課題が個人の転向輔導から社会全体の転向輔導にむかってのは、資本主義社会の改良なくしては転向輔導政策=「臣民育成」は実するかという共産主義者と同じ問題意識を思想検察も共有することにするかという共産主義者と同じ問題意識を思想検察も共有することになった。思想検察が国家社会主義に対する取締りに関しては消極的であっなった。思想検察が国家社会主義や自由主義が抱える矛盾をいかにして揚棄たのは、資本主義社会の改良なくしては転向輔導政策を生み出す社会環境のできなかったからである。
- 平和の根本問題』一九三五年)二〇—二一頁。② 近衛文麿「英米本位の平和主義を排す」一九一八年十一月三日(『国際
- 》 近衛同前、二六—二七頁。
- 井上寿一「政党政治の再編と外交の修復」(井上寿一編『日本の外交ののような生存権を至当な価値とみなす言説は枚挙にいとまがない。
 井上寿一「政党政治の再編と外交の修復」(井上寿一編『日本の外交ものありとすれば、夫れは直に我等民族の生存権を否定せむとする行為でものありとすれば、夫れは直に我等民族の生存権を否定せむとする行為で大地自然の理法に立脚して日本民族生存権の当然性を世界に主張するに関次郎衆議院議員は日本外交の中枢は人口問題の解決にあるとして、「此関次郎衆議院議員は日本外交の中枢は人口問題の解決にあるとして、「此関次郎衆議院議員は日本外交の中枢は人口問題の解決にあるとして、「此関次郎衆議院議員は日本外交の中枢は人口問題の解決にあるとして、「此関次郎衆議院議員は日本外交の中枢は人口問題の解決にあるとして、「此関次郎衆議院議員は大学にいる。

一巻 外交史戦前編』岩波書店、二○一三年)一九○頁参照

三六

- 論新社、二〇一〇年)が詳しい。衛大学校紀要』第四〇巻、一九八〇年三月)、同『外務省革新派』(中央公校紀要』第三九巻、一九七九年九月)、同「白鳥敏夫と『皇道外交』」(『防御、外務省革新派については、戸部良一「白鳥敏夫と満州事変」(『防衛大学
- 命線である点に於て、これをしつかりと確保し死守するについて、何個何 投資に加ふるに血を以て彩られた歴史的関係あるを思ふ時、益々我国の生 は、従前の国際法秩序の範囲内で自衛権行使の正当性を強弁する論理とは 三笠書房、一九三八年、二二三頁)と述べていた。このような対外認識 似の事例とは比較すべくもないのである」(白鳥敏夫『国際日本の地位 は文化史的使命を持つもので、人類社会改造の企図であり、現代文明の行 西洋と袂を分つたのである。(中略)抑も我が大陸政策はその本質に於て ければならぬ。之は満州事変に於て、業己に経験した所であつて、当時日 を合せようとする所に無理がある。西洋に従ふならば、西洋の規則を守ら 界観の埒内で釈明せんとするのが間違である。法律論や条約論を以て辻褄 満蒙』先進社、一九三二年、二二五頁)。 いていた日本の伝統外交を真っ向から破壊するものであったといえよう。 全く別次元の論理に基づくものである。白鳥の登場は、明治以来連綿と続 詰りを打開せんが為めの一念発起であつて、幾多歴史に現はれたる一見類 本は連盟を脱退するに際し、平和に関する所見を異にすと宣言して、決然 なければならぬ。西洋の輿論が挙つて非難する事は悪い事として承服しな 人にも憚る必要のないことは明かである」と述べている (松岡洋右『動く 白鳥は満州事変について、「一体日本の大陸に於ける行動を、西洋流世 人口に膾炙した言辞であるが、松岡は「況んや多数の在留同胞と巨額の
- 識人』(上)(木鐸社、一九九五年)を参照。 横田喜三郎の満州事変批判に関しては、竹中佳彦『日本政治史の中の知
- ◎ 立作太郎『時局国際法論』(日本評論社、一九三四年)三四─三六頁
- 自衛権の範囲であると結論づけていた(柳原正治編著『日本立法資料全集一課)は、満蒙権益擁護や満蒙における治安維持も不戦条約が認めている局第一課が作成した調書「自衛権ニ付イテ」(一九二九年五月亜細亜局第3) 不戦条約の調印をめぐって自衛権の範囲が問題となった。外務省亜細亜

- 三六一—三六六頁)。
 一〇一 国際法先例資料集(一)不戦条約(上)』信山社、一九九六年、
- に至る歴史的展開』(東京大学出版会、二〇〇九年)が詳しい。 自衛権概念の歴史的展開に関しては、森肇志『自衛権の基層―国連憲章
- 月)一九頁。 3 立作太郎「国際紛争と自衛権」(『日本国民』五月創刊号、一九三二年五
- い。 ていたことに関しては、木坂順一郎、須崎慎一、源川真希の研究が詳しあった女性や無産政党による「国民運動」という国民の自発性に支えられ鐚)近衛新体制運動が単なる官製運動ではなく、従来の政治社会の外部で
- 頁。 隆編『現代史資料四四 国家総動員二』、みすず書房、一九七四年)一六 ⑱ 「近衛文麿宛亀井貫一郎書簡」一九三八年九月二九日(今井清一・伊藤
- 陽明文庫、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。 「国策についての上奏文」(一九四〇年七月、「近衛文麿関係文書」R1、
- Rio 図 拙著前掲『主権不在の帝国―憲法と法外なるものをめぐる歴史学』を参
- したと指摘している。 論併記が常態となる「君臣もたれあいの構造」=「無責任の体系」が出現年)のなかで、御前会議の再開による形式上の天皇御親政で、非決定と両郷)安田浩は『天皇の政治史―睦仁·嘉仁·裕仁の時代』(青木書店、一九九八
- 循環的運動から)ポツダム宣言受諾の意味を問うた。
 「「一年の日で、第六〇七号、二〇一三年三月)で、主権論的視座から(主権の自己研究』第六〇七号、二〇一三年三月)で、主権論的視座から(主権の自己研究』の政治史 一九四三―一九四五』(東京大学出版会、二〇一一年)が戦」の政治更 一九四三―一九四五』(東京大学出版会、二〇一一年)が
- 確保=「しらす」統治論による権力統合の臨界点を象徴していたのであ定権力論であったのは偶然ではない。黒田憲法学の台頭は、まさに生存権型)天皇機関説事件後に主権論争の磁場を決定づけたのが黒田覚の憲法制

「非常時」のなかの立憲主義の転回と平和国家

る

- の構想力」(『ヒストリア』第二三三号、二〇一二年八月)がある。から戦後の対米関係を展望した研究に、佐藤太久磨「「大東亜国際法(学)」国家主権の膨張過程の到達点として「大東亜共栄圏」を位置づけ、そこ
- ら。 全保障研究会編『安全保障体制の研究』時事通信社、一九六〇年)があ) 自衛権の客観的権利性に着目した所論として、一又正雄「自衛権」(安
- ⑩ 第九○回衆議院本会議議事録第六号(一九四六年六月二六日)三頁。

- 争の始まりに際して─』ゆまに書房、二○○四年)から示唆を得ている。る疑問」(小路田泰直・奥村弘・小林啓治編『憲法と歴史学─憲法改正論であることの重要性を指摘した頴原善徳「日本国憲法の最高法規性に対す総 この点に関しては、憲法第九八条第二項が萩原徹外務省条約局長の発案
- 江俊郎関係文書』四七―17、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
 ⑩ 「憲法第九捨四条 (最高法規の規定)の修正と国際的影響について」(『入
- 四六頁。 田中耕太郎『平和主義の論理と倫理』(勁草書房、一九四八年) 四五―
- 全保障論から日米安保条約の合憲性を認めていた。⑤)横田喜三郎や宮沢俊義といった戦後を代表する法学者も国連による安
- シスコ平和条約・日米安保条約』中央文庫、一九九九年)、坂元一哉『日―吉田外交と天皇外交』(岩波新書、一九九六年)、西村熊雄『サンフラン図》講和条約・日米安保の交渉過程に関しては、豊下楢彦『安保条約の成立

米同盟の絆―安保条約と相互性の模索』(有斐閣、二〇〇〇年)が詳しい。

- 備作業』(「堂場肇文書」平和・安全保障研究所所蔵)一二九頁፡፡◎ 『平和条約の締結に関する調書Ⅲ 一九五○年九月~一九五一年一月準
- ○○一○、○一○六頁。 の説明文案)(一九五一年八月)、外務省記録マイクロフィルム、B-の説明文案)(一九五一年八月)、外務省記録マイクロフィルム、B-砂 「平和問題の近況」(八月三一日、全権、全権代理顧問の参集した席上で
- ⑥ 高辻正己内閣法制局長官答弁 第五一回国会参議院予算委員会議事録

第一一号 (一九六六年三月一〇日) 二四頁。

で答えていきたい。
「付記」本稿は、二〇一三年一二月に奈良女子大学で開催された史創研究会に「付記」本稿は、二〇一三年一二月に奈良女子大学で開催された史創研究会・「付記」本稿は、二〇一三年一二月に奈良女子大学で開催された史創研究会・「付記」本稿は、二〇一三年一二月に奈良女子大学で開催された史創研究会・

(衣笠総合研究機構専門研究員)